平成２４年（フ）第５９８号
名古屋市熱田区千代田町17番８号　食品ビル515、住民票上の住所名古屋市熱田区二番１丁目11番８号　三幸タクシー株式会社
債務者　白木　賢行
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３０号
和歌山市園部871番地　山下マンション501号
債務者　片桐　　守
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第３１０号
茨城県つくば市妻木1514番地１
破産者　株式会社ダイス
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１７０７８号
東京都世田谷区上馬４丁目14番18号　第１落合アパート201号
破産者　有限会社総合食品エクセル
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０７９号
東京都目黒区東が丘１丁目９－６－201
破産者　赤尾　　修
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７号
長野県上田市菅平高原1223番地5751
破産者　有限会社エイ・ワン
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第５０６号
北海道旭川市永山十四条３丁目２番11号
破産者　有限会社ユーアイパイピング
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５７１号
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平115番地４
破産者　エーアイエス株式会社
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６６１号
茨城県水戸市元吉田町1399番地の１
破産者　有限会社豊輪
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２９８号
茨城県つくば市下河原崎711番３
破産者　株式会社ＮＥＸ
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２６６号
千葉県印西市木刈６丁目４番地12
破産者　中村　賢次
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３１０号
千葉県四街道市大日1792番地５　グリーンハイツＡ105、開始決定時の住所千葉県八街市富山1314番地2905
破産者　園田　幹夫
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第９５９６号
東京都新宿区西新宿７丁目19番18号
破産者　株式会社リンクス
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２８７号
東京都渋谷区恵比寿南１丁目１番10号
破産者　ミコット・エンド・バサラ株式会社
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５１１号
福島県福島市南矢野目字越前２－１
破産者　金子與志邦
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７００号
東京都中央区日本橋人形町１丁目12―11―3901
破産者　瀧川　英吉
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１７号
東京都東久留米市野火止１丁目１番30号ハイマート東久留米108号
破産者　井田　敏宏
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５９号
東京都小金井市東町３丁目７番25号バンダリーハイム105
破産者　又野　民夫
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３４３１号
横浜市金沢区釜利谷南１丁目３番地
破産者　有限会社三友
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６５号
相模原市中央区横山台１丁目22番18号
破産者　有限会社裕工販
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１５号
相模原市中央区相模原４丁目４番12―505号
破産者　有限会社中村鉄筋
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部